

議員（渡邊 美喜子）

13 番、渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1 点目、子どもの吃音への理解促進等につきまして。2 点目、弘田川、二反地川、観音堂川の浸水被害対策を伺う。3 点目は、投票環境改善に向けた取組について。この 3 点であります。一問一答方式で、よろしくお願いいたします。

1 点目、子どもの吃音の理解促進等についてであります。話す時に、最初に発する一音が滑らかに出ない。これは発話の障害の一つであると言われていいます。例えば、音の繰り返し「か、か、からす」とか、引き伸ばす伸発「かーらす」と。そして、言葉が出ずに間が空いてしまう難発などで、現在、日本では約 120 万人と言われていいます。吃音は、生まれ持って先天的な発達性吃音と、病気やストレスから後天的に生じる獲得性吃音があります。3 歳児健診での早期発見が重要とされ、早期の支援による治療効果があり、成人になるに従って治療効果が出にくくなるということでもあります。3 歳児健診の間診票に吃音を明記すること。吃音が始まるのは 2 歳から 5 歳、幼児期の場合が多くみられ、そのうち 7 割から 8 割は自然に治ります。ですが、2 割から 3 割は日常生活において影響が生じ、話すことを不安。言葉の出辛さを意識する。その結果、話す前に不安を感じ、吃音が出ることを恥ずかしくなったり、つらい思いがいたします。話す前に恐怖を感じ、悪循環。吃音がいじめに繋がる報告を聞いております。人と話すことの不安から、声の出すことが止まる難発症状になるケースがあります。埼玉県教委が昨年 5 月に公表した報告書は、市立中の男子中学生に、教員から吃音をからかわれたことがいじめの一因になったと指摘があります。協議会は、教員研修会の徹底を求める要望書を文部科学省に提出したと報道がありました。教員、小中学校の生徒への研修や出前講座を実施し、吃音への理解、配慮が必要と思われます。そこで、質問でございます。

1 点目、本町での 3 歳児健診の折に、間診票に吃音の項目を明記について伺います。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「3 歳児健診の間診票への吃音項目の明記について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、幼児期の吃音については、早期の気づきと適切な支援や治療に繋げることが重要です。本町においては、3 歳児健診の間診票に「話し始めの言葉をくり返す、のぼす、つまるなど話し方が気になる」と、例えを示した吃音に関する項目を明記しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。正直言って、多度津町は吃音に対して明記されているということで安心いたしました。してないところもあると聞いておりますので、本当に安心いたしました。

続きまして、2点目の質問に入ります。3歳児健診で吃音を把握した場合に対応、相談窓口について伺います。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「3歳児健診で吃音を把握した場合の対応、相談窓口について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

3歳児健診で、保護者への聴き取りや問診により、吃音を含むことばの遅れや保護者の不安を把握した場合、毎月実施する言語聴覚士による「ことばの相談」に繋がっています。この「ことばの相談」は、予約制で1人当たり40分程の個別相談であり、言語聴覚士が舌や唇、喉の動かし方の検査をしながら、発音や吃音などの状況を確認しています。その検査結果や子どもの発達段階を踏まえ、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、ことばの育ちへの関わり方について助言をしています。必要に応じて、医療機関の受診及び医療機関でのことばのリハビリに繋げる場合もあります。

また、健康福祉課や子育て世代包括支援センターを窓口として相談を随時受け付けており、保護者が安心して相談できる環境づくりに努め、保護者の不安に寄り添った伴走支援を行うとともに、早期発見と早期支援のために関係機関と連携し、適切な支援に繋がっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁いただきました。

そこで再質問なのですが、先ほど、言語聴覚士という方のお話がありましたが、これは個別相談ということで40分ですか。場所はどこなのでしょう。

それともう1点続きまして、近年、3歳児健診において把握した吃音の人数は何名おいでたでしょうか。この2点、再質問でございます。お願いいたします。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、場所に関してですけれども、本町の言語聴覚士によることばの相談は、多度津町町民健康センターの1階プレイルームで行っております。町民健康センターは、乳幼児の母子健診の会場でもあることから、相談に来られる保護者や子どもにとって利用しやすい相談場所になっています。

次に、各人数に関してですけれども、過去2年間の実績では、令和6年度は3歳児健診の受診者109人に対し2人、令和7年度は109人に対し1人に吃音が確認され、3人ともことばの相談に繋がり、3か月から4か月に1回、定期的に言語聴覚士がことばの育ちの確認を行っています。就学前の6歳になっても改善が見られない場合には、医療機関でのことばのリハビリにつながる場合があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、私がこの吃音に対して一般質問を取上げたのは、もう9年前です。9年前に新入1年生です。私、立哨してますので、その方の保護者の方が、渡邊さん、うちの子ども、その時は吃音じゃなくて、ちょっとどもるんですと。だから、もしおはようって言う時には申し訳ないけども少し言葉が出るまで待っていただけますかということで。分かりましたということで。本当おはようのこの一言が肩に力が入って、なんかもう見ててかわいそうだなと思うんだけど、一生懸命言おうとしているから。そして、おかげで6年間卒業しまして、中学校へ3年、そして、今、高校、多高行ってます。そしたら、その子はまだ吃音は治ってなくて、いまだに吃音の症状が出るんですけども、多高行って、多くの皆さん友達と仲よく楽しく勉強に励んでいるということを聞いておりますので、こういうことは本当に子ども、特に小中学校になりましたら、いじめの対象、それだけじゃなくって自然と不登校にもなるケースがありますので、本当に人数少なくて今3名ですか。そういう分も含めて、また、今後もそういう子どもがいれば、そういうところを繋いでいってあげればいいと思っております。

それから続いて、吃音の理解、配慮について取り組む必要がありますが、町の見解を伺います。

健康福祉課長（森 純子）

渡邊議員の「吃音に対する理解及び配慮について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、吃音のある子どもに対しては、周囲の理解不足が心理的負担に繋がる場合があることから、子どもを取り巻く支援者の理解促進と適切な配慮が重要です。そのため、本町においては、3歳児健診だけでなく、5歳児健診においてもことばの発達に関する質問項目を設け、健診の状況を踏まえ保護者や保育施設、幼稚園等と情報共有し、就学先となる小学校でもこどもの特性に応じた配慮や支援が継続して行われるよう取り組んでいます。

今後も、子ども一人ひとりの状況を踏まえた適切な支援と、吃音に関する理解促進の啓発に努め、本町の子どもたちが安心して生活できる環境づくりに

努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁ありがとうございます。

それでは続いて、再質問ということにさせていただきます。今の答弁は、未就学児の方の動きとか対処の仕方はよく分かりましたが、それでは吃音について小中学校ではどうなっているのか。ご答弁お願いいたします。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、吃音の原因として、先天的な発達性吃音と後天的な獲得性吃音とが原因と言われています。また、吃音以外でも言葉が出にくい、声が出にくい児童・生徒もいます。現在、本町の小・中学校において、吃音と判定されている児童・生徒は在籍していません。よって、特別支援学校や通級支援教室は開設されていない状況です。今後、吃音と引継ぎを受けた児童が入学する場合においては、先の答弁のとおり、子どもの特性の情報共有をした上で、医療機関や特別支援学校とも連携し、必要な支援や配慮を考えてまいります。

そして、吃音のみならず、何があっても不適切な指導であったり、いじめはあってはならないことだと考えています。吃音に限定した出前事業や研修は行っていませんが、児童・生徒に対して、いじめがないよう個を尊重する指導を発達段階等に合わせて、道徳や特別活動の中で実施しております。今後も、児童・生徒の特性を大切にして、指導をしていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁いただきました。今後とも、吃音だけではなく、障害を持った子どもさんとかそういう部分もあろうかと思しますので、そういった点、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。弘田川、二反地川、観音堂川の浸水被害の対策を問うということでございます。

実は、先月4月24日に、地域の方々の要望で、県議会議員、県の担当職員の方々、町の建設課、地元の総代、自治会長、代表者で、浸水被害箇所を視察していただきました。また、白方地区から町へ要望書も提出しております。以前にも、豪雨災害で河川岸の崩壊、近隣の床上浸水、土砂崩れが発生しています。河口及び下流地域には線路があります。いろいろなリスクがありますが、減災対策の取組等、県と十分に協議していただいて、住民の皆さんが一日も早く安心して生活ができるよう、要望お願いいたします。

質問でございます。本町の考えや県との協議など、情報を伺います。

建設課長（柴田 浩志）

渡邊議員の「本町の考えや県との協議について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

議員ご質問の弘田川及び支流である二反地川、観音堂川の河川整備につきましては、平成21年3月策定の「弘田川水系河川整備基本方針」及び令和4年7月策定の「河川整備計画」に基づき、県事業として拡幅整備が進められています。現在の整備状況について県に確認したところ、弘田川では、計画整備延長7.5kmのうち、河口から上流の山階橋地先まで約2.3kmの整備が完了しており、今年度は山階橋上流において取水堰を施工する予定です。

また、二反地川では、弘田川合流点から上流の宮後池地先まで約1.2kmの護岸整備が完了しており、今年度は宮後池地先の河道掘削を実施する予定とのこと。

次に、観音堂川においては、従前より浸水被害が発生していることから、本町より県に対して早期整備を要望しており、平成25年度には、浸水対策として一部区間で護岸の嵩上げ工事などが実施されています。また、本年4月には、地元関係者からの要請を受け、県関係者とともに浸水被害箇所を改めて確認したところでした。現地では、氾濫の主な要因として、河川断面が小さく蛇行していることに加え、弘田川合流点付近でJRの橋梁が横断している箇所の断面が極めて小さく、流下を阻害していること、また上流域の5つのため池からの排水が一度に流入しているなど、浸水対策についての要望がありました。その後、地元自治会長から本町に対し、「観音堂川の早期改修について」の要望書が正式に提出されました。本町としましても、これらのご意見・ご要望を踏まえ、5月に県に対し「早期の河川整備について」の要望書を提出しています。また、河川整備にはJR横断箇所の拡幅や多くの家屋移転を伴い、多額の事業費と期間を要することから、早期の浸水対策として、別ルートに函渠等を整備し、本流への雨水流入を分散させるなど、代替案の検討についても併せて要望しているところです。これに対して県からは、まずは観音堂川の河川断面や流下能力の調査から進めていきたいとの回答でありました。

これまで豪雨のたびに河川が氾濫し、近隣の住宅では床上・床下浸水などの被害が発生しており、近年の気候変動により豪雨が予測・発生されるたびに、地域住民の皆様が、ご不安を抱えておられる状況であり、本町としても早期の浸水対策が必要であると認識しております。今後も県と密に連携し、減災対策が早期に実現できるよう強く要望するとともに、地域住民の皆様が一日も早く安心して生活できるよう取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁ありがとうございます。

観音堂川も二反地川も含めまして、古い資料なんですけれども、昭和62年台風19号によりということで、これは善通寺も含みます。床下浸水が195、それから床上が24、浸水農地が22ヘクタールですか。それから、平成16年の台風23号では、床下浸水が252、床上浸水が35、浸水農地が49.9ということで、雨が降る量は以前とは全然違って、大量に降る、急激に降るということがありますので、本当に住民の皆さんは心配しております。その中で、町に要望書出させていただいております。ちょっと読ませていただきます。多度津町長

丸尾 幸雄 様。奥白方自治会会長 秋山 俊次。観音堂川の早期解消について（要望）でございます。日頃より、奥白方地域の生活環境の整備につきましては格別のご理解、ご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、奥白方地域内を流れる観音堂川については、過去に度々洪水が発生し、護岸の嵩上げなど実施はいただいているところですが、近年の気候変動に伴い豪雨が頻発化しており、現在の状態のままでは洪水発生の危険性が非常に強くなっています。つきまして、河川管理者である香川県に対し、観音堂川の改修のできる限り早期の実施を強く働きかけていただきますようお願いしますということで、町に要望書として出させていただいております。その後、香川県の池田知事に要望書を出していただいたということで確認取れております。早急の要望書を県に出させていただいて本当にありがたく思っております。こういった意味で、どうか一日も早く何らかの形で、確かに県の方、それから町の建設課の皆さんと一緒に視察に行ったんですけど、ずっと中でやっぱり蛇行っていうんですか、くるくる、真っすぐどんと流れてるんだっただいなんですけれど、蛇のようにくねくねしてるもんですから、そこで水が大量に流れたら、どこかで溢れるということでございましたので、これはなかなか年数がかかるんじゃないかなという恐れがあったんですけども、見ていただいて、別ルートで何らかの形で排水口を設けるとか、そういう部門の意見も耳に入ってきました。本当に何らかの形でやっぱり安心して生活ができるという部分が、一番重要かなと思っておりますので、そういった点、県とのお話もあると思いますが、早急に対応していかなければ。そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。その思いをしっかりと伝えていただければありがたいです。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、3点目でございますが、投票環境改善に向けた取組についてであります。質問です。

大まかでいいですので、取組や送迎バスの運行について説明をお願いいたします。また、ホームページなどにはご意見等をお寄せくださいとあります

が、どのような意見等がありましたか、それもあえて伺います。お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の「白方地区の投票環境改善に向けた取組について」のご質問に、答弁をさせていただきます。

従前、白方地区の選挙人につきましては、第9投票区の大字奥白方は奥白方農業構造改善センター、第10投票区の大字東白方の一部と大字西白方の一部は西白方公民館、第11投票区の大字東白方の一部と大字西白方の一部は町民健康センター、第12投票区の大字見立は見立公民館において投票を行っておりました。

しかしながら、施設のバリアフリーの状況や駐車場の確保、空調設備などを鑑み、選挙人の利便性や安全性の観点等から、今後執行される選挙より第9投票区と第10投票区の投票所を「白方地区公民館」へ変更する予定であります。

白方地区公民館では、投票日当日、区域内の9か所の乗降場所間を送迎バスが1日4便運行を行います。また、白方地区公民館の駐車場に加え、JA集荷場の駐車場も借り上げるため、自家用車で来た選挙人がスムーズに駐車できると考えております。投票所内においても、床にはマットを敷き、靴を履き替えることなく土足のまま投票できるように整え、あわせて可搬式のスロープを用意するため車いすに乗ったままで投票できる体制を考えております。

今回の変更にあたっては、選挙管理委員会において1月に該当地区自治会長への説明会を行い、4月に当該地区住民への全戸配布により変更のご案内をした上で、5月中旬まで当該変更に係る要望・意見の聞き取りを行いました。変更につきましては前向きで建設的なご意見を多くいただき、寄せられたご意見を反映し、バスの停留所を増やし、乗員の積み残しが発生しない運行体制とする予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

そこで、白方公民館に投票所ということで、1月の時に地域の方に寄っていただいて公民館でお話をするということで、私も参加させていただきました。そこでいろんな意見が出たと思うんですけども、今回こういう形で白方公民館ということなんですけど、私は農改センターまで車だったら行けるんですけど、とてもじゃない、自転車は無理、歩いても無理ということで、いいんじゃないかなって、すごく気持ちのどこかでは喜んでおりますし、今もそれでいいんじゃないかなと思っておりますが、その中で先ほど答弁の中に、変更については前向きで建設的なご意見を多くいただきということなんですけど、どういうご意見が

あったのでしょうか。再質問でございます。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ホームページと電話での意見はございませんでしたが、1月に自治会長さんのところにチラシをお持ちした際の意見と、あと自治会への自治会要望に対する意見が9つありました。1つ目が、送迎バスの停留所に林求馬邸を追加してほしい。2つ目が、駐車場があるから大変助かる。3つ目は質問ですけど、具体的にいつの選挙から実施しますかという質問でした。4つ目が、送迎バスでは積み残しがないようにお願いしたい。5つ目が、距離が遠くなる人は反対だろうが、逆に近くなる人は賛成ではないか。6つ目が、取りあえずやってみて、反省点とかを改善していくという方向でやってみたらどうか。7つ目が、今の投票所でもバリアフリーはできていると考えている。8つ目が、送迎バスに充てる財源があるのならば、選挙管理委員会で投票所をバリアフリー化の工事をしてはどうか。9つ目が、もう少し十分に周知期間を設けたほうがよかったのではないかという、9つの意見がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

そこで私の方に要望というのか、尋ねられたのですが、老人車について、今までは近場の所まで老人車で行ったんだけど、今度バスに乗る場合はこれは持ち運びはできるんでしょうかという相談がございました。それが、西白方の方なんですけども、何人かおいでだと思います。1人や2人ではなくて、老人車、折り畳みかなとは思いますが、どうなんでしょうか。バスで行けますでしょうか。乗せられますでしょうか。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

シャトルバスは、合計3台体制で運行するようになっております。1号車が、町のワゴン車で8名の定員です。2号車が、バス会社に運行を委託して、車椅子2台が乗れるようなバスでございます。3号車が、町の20名定員のマイクロバスを運行する予定となっております。それぞれのバスには職員が同乗しますので、支援ができると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

また、2点目の小さいことの質問なんですけども、佐柳島では、長崎と本浦ですか、あそこを2キロぐらいありますので、そういう分は乗り物が出ていると聞いているんですけども、その件に関しては皆さん乗っている方が

多いのでしょうか。関連がありますので、お聞きします。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

もちろん島のほうでも、バスを利用されている方はおられると思っております。しかし、今現在その人数は手持ちでありませんので、答弁できません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

申し訳ありません。突然な質問で、申し訳ありません。

その次、もう1つなんですけども、白方公民館に変更するということで、皆さんはほとんどの方は知ってると思うんですけども、周知方法とか、それから私気になるのはバスの無料券ですか、そういうのは出すんでしょうか、出さないんでしょうか。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

周知方法は、7月広報で周知をさせていただきます。

無料券の件ですけれど、3号車までのバスに関しては無料でありますので、無料券を配布する予定はございません。

すみません。先ほど答弁させていただいた島での送迎ですけれど、バスではなくて公用車を使っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

最後の質問になろうかと思うんですけども、白方公民館ということで、図書室なのか、それとも和室を使うのか、どちらなのでしょう。

総務課長（松浦 久美子）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

選挙の投票所の投票する部分は、和室でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

事細かな質問で申し訳ございませんが、本当に投票率を向上させるという方向は私これはすごく役に立つのかなと思っています。全国的に80歳以上の人が、投票率がここ最近低下しているということを聞いております。どうしてかと言ったら、乗り物がない、足がないからということで、そういう傾向にあるということです。そういった乗り物等に関しまして、していただくのはいいのかなと思います。1回目は、選挙の折、どういうふうになるかわかりませんが、やはり1回2回するうちに、皆さんも慣れてくるし、感覚も分かるんじゃないかなと思っています。

これをもちまして、13番、渡邊 美喜子、質問を終わらせていただきます。あ

ありがとうございます。